

## タイムラインの修正について

### 1 現状

昨年度依頼をさせていただいたタイムラインについては、各市町村の皆様の御協力により、全ての水位周知河川においてタイムラインを作成することができ、目標を達成することが出来ました。御協力いただきましてありがとうございました。

### 2 タイムラインの修正

令和3年3月5日に災害対策基本法改正案が閣議決定され、大雨時に住民の円滑な避難を促すため、市町村が発令する避難情報を避難勧告、避難指示（緊急）から避難指示に一本化することとなりました。今国会で今回の法改正に併せ、防災情報を5段階に分類する大雨・洪水警戒レベルを改定し、今年の梅雨時期からの運用を開始する予定とのことです。

このことから、タイムラインを順次修正していく必要がありますので、適宜見直しを行っていただければと思います。

今後、河川課でも策定の支援を行いますので、策定にあたっての確認事項等がありましたらご相談ください。

## 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要

内閣府(防災担当)

### 趣 旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

### 改正内容

#### 1. 災害対策基本法の一部改正

##### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

##### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

###### <課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

〔住民アンケート〕  
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%  
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%〕

###### <対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

##### 2) 個別避難計画（仮称）（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

###### <課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合〕  
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%〕

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約12%  
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約50%〕  
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付く情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

### 3 タイムラインの対象

対象とする災害：台風の接近・上陸に伴う洪水

対象とする河川：水位周知河川に指定されている河川

#### 4 その他

新たに水位周知河川に指定される河川については、タイムライン作成に向けた検討を進めていただき、可能な限り早期にタイムラインの作成をお願いします。

なお、既にタイムラインを作成済みの市町村・河川においては、災害時における運用結果や水防訓練等を踏まえて、タイムラインの見直しが必要となった場合は、県河川課まで連絡をお願いします。